

新食品ラベル規則の概要

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

食品ラベルに関する新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が2011年11月22日にEU官報で公示され、公示から20日後の12月13日に発効した。新規則は消費者保護を強化するとともに、消費者が健康に配慮した食生活を選択できることを目的とし、中でも包装済み食品についてはエネルギー量と栄養素の表示義務を定めている。実際の適用には、3年の猶予期間、栄養表示については5年の猶予期間が設けられているが、あらかじめ対応を検討しておく必要がある。本稿では、改正点を中心に新規則の概要を紹介する。

目次

1. 新規則の目的と発効までの経緯.....	2
2. 新規則の主要点.....	3
(1) 主な改正点.....	3
① 栄養表示義務の導入.....	4
② 表示方法の規定.....	6
③ 原産国表示の義務付け拡大.....	6
④ その他の規定.....	6
(2) 適用除外の項目.....	7
3. 今後の予定と業界の反応.....	8
(1) 適用の猶予期間と今後の検討事項.....	8
(2) 業界や関連団体の反応.....	10

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

1. 新規則の目的と発効までの経緯

新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則（EU）No 1169/2011」¹が導入された背景には、従来の食品ラベルの規制（1979年に制定後²、現行の指令は2000/13/EC）、および栄養表示規制（指令90/496/EEC）がすでに時代遅れになっているということがあった。特に、食品ラベル規制については、もともとの目的は規制の調和による域内流通の円滑化を目的として制定されたものであって、消費者保護という観点からの見直しの必要性が指摘されていた。新規則の目的は、こういった従来の規制を統廃合したうえで、消費者が健康や環境、社会、倫理などに考慮して食品を選択し安全に使用できるように情報を提供することにより、消費者保護を強化することにある。同時に、生産者の利益の保護や品質が高い製品の製造促進の必要性に配慮しながらEU域内での食品の自由な移動を達成することをも目指している。また、新たに栄養表示を義務付けたことが示すように、消費者が健康に配慮したバランスの取れた食生活を選択できるようにすることも大きな狙いである。規則では、食品情報が消費者の誤解を招くことがなく、かつ正確、明瞭で理解しやすいものとするを求めている。後述する主な改正点もこれに基づいている。

この規則は、表1に示したように欧州委員会が提案を出してからEU閣僚理事会（理事会）での最終的な採択まで4年近くを要した。その要因の一つとして、食品の成分表示や栄養表示をめぐる業界団体などから要望や反対意見などが相次いだことがある。

その一例として栄養表示義務で導入された「塩分」の表示がある。欧州の塩生産者の業界団体である欧州塩生産者協会（EuSalt）は、表示に「塩分（salt）」ではなく「ナトリウム（sodium）」の使用を求めていた。ナトリウムは塩分を含まない一部の食品や成分にも元々含まれているが、これを塩分と表示することで消費者は塩分が添加されたと誤解すると主張。塩分という用語の表示では、かえって消費者に誤解と混乱を与えるとして、栄養表示に続けてナトリウム量を表示する方法を求めていた。これが理事会で却下されたため、

¹ “REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulation (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004”

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:EN:PDF>

“Council enables consumers to make healthier dietary choices” Council of the European Union, Brussels, 29 September 2011, 14462/11 PRESSE 318

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/11/318>

“Q&A on the new EU food labelling rules” Council of the European Union, Brussels, 29 September 2011, 14463/11 PRESSE 319

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/lsa/124805.pdf

同規則の概要については、ジェトロ通商弘報記事「新しい食品ラベル規制を導入」（2011年10月24日付）を参照。<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/4ea4b385ea218>

² 指令79/112/EEC。指令2000/13/ECによってすでに廃止されている。

EuSalt は欧州議会の第二読会の採択前に声明³を出したものの、規則には盛り込まれなかった。

ほかにも熱帯林の野生動物保護を訴える各団体は共同で、植物油の表示について、由来する植物の明示を求めた。ヤシ油の需要増によるヤシ栽培の拡大により、森林破壊が進むことを懸念したためである。これは植物油の表示として規則に盛り込まれている（後述「3.(2)業界や関係団体の反応」を参照）。

表 1： 新食品ラベル規則の発効までの流れ⁴

2008年1月30日	欧州委員会が「消費者への食品情報提供に関する提案」を採択
2010年6月16日	欧州議会が欧州委員会の提案に対する第一読会の見解を採択
2011年2月21日	閣僚理事会が共通見解を採択
2011年2月22日	欧州委員会が欧州議会に対して閣僚理事会の共通見解に関するコミュニケーションを提示
2011年7月6日	欧州議会が規則案に対する第二読会の見解を採択、閣僚理事会に同意
2011年7月27日	欧州委員会、閣僚理事会の共通見解に対する欧州議会の見解について意見を採択
2011年9月29日	閣僚理事会が規則を採択
2011年11月22日	EU 官報で規則を公示
2011年12月13日	新規則が発効

出所：欧州委員会ウェブサイト

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/proposed_legislation_en.htm

2. 新規則の主要点

(1) 主な改正点

表示を義務付けている食品情報として規則では

表 2 表 2 に示した 12 項目を挙げているが、最も重要な改正点は包装済み食品に栄養表示の義務を導入したことである。その他の重要な改正点は、表示する文字の最低限の大きさを規定したこと、原産国表示を義務付ける対象を拡大したことである。

³“EuSalt Position on the proposal for a regulation on the provision of food information to consumers” (Brussels 20.06.2011)

http://www.eusalt.com/pages/press-corner/file_handler?f=Position%20paper%20on%20Consumer%20Information%20110620.pdf

⁴ より詳細な立法過程については、以下のウェブサイトを参照。

<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?type=PROC&year=2008&number=0028>

表 2： 表示を義務付けられる食品情報

• 食品名	• 特別な保管条件や使用条件
• 成分リスト	• 食品事業者の名称・住所
• アレルギー誘発物質	• 一部食品の原産国表示
• 特定成分の分量や成分の区分	• 使用法（説明が必要な場合）
• 食品の正味量	• 実際のアルコール度数（度数が 1.2% を超える飲料の場合）
• 賞味期限や使用期限	• 栄養表示

出所：「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」第 4 章 1 節 9 条「義務項目のリスト」

① 栄養表示義務の導入

包装済み食品に対して、エネルギー量および栄養素の表示が義務付けられた。この栄養表示義務（Mandatory nutrition declaration）の対象となる要素は以下の通りである（規則 30 条 1 項）。

- エネルギー量
- 脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、たんぱく質、糖質、塩分の各量

このほか表示が任意となる栄養素には、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、ポリオール（多価アルコール）、でんぷん、食物繊維、ビタミン類、ミネラル類がある（同 2 項）。

エネルギー量と栄養素の表示の仕方には以下の規定がある。

- 100 グラム当たり、または 100 ミリリットル当たりで表示する（規則 32 条 2 項）。
- これに加えて、GDA（1 日の摂取ガイドライン）として知られる基準摂取量（付属書 XIII PART B に規定）に対する割合をパーセンテージで表示できる（同 4 項）。
- 100 グラム当たり、または 100 ミリリットル当たりの表示に加えて、1 人分・1 単位当たりで表示できる。ただし 1 人分・1 単位当たりの分量をラベル上に示すとともに、1 包装当たりで何人分・何単位分になるかを明示する（規則 33 条 1 項）。
- 栄養表示義務のあるエネルギー量と栄養素および任意表示の栄養素は、すべて同じ欄に明確な形式で示す（規則 34 条 1 項）。
- 栄養表示義務のあるエネルギー量と栄養素および任意表示の栄養素は、スペースがあれば表組みで示し、スペースがなければ一列で羅列してもよい（同 2 項）。
- エネルギー量は単独で、あるいは栄養素の一部とともに、包装の前面に繰り返し表示できる（規則 30 条 3 項、34 条 3 項）。エネルギー量は必ず 100 グラム当たり、ま

たは 100 ミリリットル当たりの表示を必要とするが、それに加えて 1 人分・1 単位当たりで表示することもできる。

- 栄養表示義務のあるエネルギー量や栄養素の量のごくわずかな場合には、例えば「エネルギー量のごくわずか (Contains negligible amounts of...)」のように表示できる。どの程度が「ごくわずか」であるかについては別途欧州委員会実施規則を制定する予定 (同 5 項)。
- 栄養素の各用語と 100 グラム当たり、または 100 ミリリットル当たりの表示に加えて、グラフやシンボル (赤青黄色の信号表示など) でも表示できる。ただし条件として、消費者に誤解を与えないこと、エネルギーや栄養素の重要性を消費者が理解しやすいこと、科学的に妥当な証拠に基づくこと、製品の域内での自由な移動を妨げないことなどを満たす必要がある (規則 35 条 1 項)。

なお栄養表示義務の対象から除外される食品として、規則は表 3 に示した 19 項目を列挙している (規則 16 条 3 項、付属書 V)。

表 3： 栄養表示義務の対象外の食品

1	単一の成分または単一の成分分類からなる未加工の食品
2	加工工程が熟成だけの加工製品で、単一の成分または単一の成分分類からなるもの
3	人の消費を目的とした水 (添加した成分が二酸化炭素または香味料だけの水も含む)
4	ハーブ、スパイス、またはこれらの混合物
5	塩および塩の代用品
6	卓上用甘味料
7	コーヒー抽出物やチコリ抽出物、コーヒー豆 (挽いてあるもの・挽いてないもの)、カフェイン抜きコーヒー豆 (挽いてあるもの・挽いてないもの) に関連した指令 (1999/4/EC) の対象となる製品
8	ハーブ・果実の浸出液、茶、カフェイン抜きの茶、インタスタント茶や溶解性の茶または茶抽出物 (カフェイン抜きも含む)、いずれも添加した成分が茶の栄養価を変えない香味料だけのもの
9	発酵酢や酢の代用品 (添加成分が香味料だけの酢も含む)
10	香味料
11	食品添加物
12	加工助剤
13	食品酵素
14	ゼラチン
15	ジャムをゲル化するための化合物
16	イースト

17	チューインガム
18	最大表面部が 25 平方センチ未満の包装・容器に収められた食品
19	製造者から少量を直接に最終消費者、または最終消費者に直接提供する小売業者に供給する食品（手作り食品を含む）

出所：「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」の付属書 V

② 表示方法の規定

表示義務のある食品情報は、包装済み食品の場合は包装・容器に直接表示するかラベルを添付することが定められている。またラベルを明瞭で分かりやすくするために、新規則では表示義務のある食品情報の表示方法について文字のフォントサイズに最低値を導入した（規則 13 条、付属書 IV）。この最低値は包装紙の前面に繰り返し表示する際にも適用される。サイズの規定は以下の通りである。

- フォントサイズを「x の高さ (x-height)」が 1.2 ミリ以上になるようにする（規則 13 条 2 項）。「x の高さ」とは、図 1 で示したように小文字「x」の高さ（図中の 6 の高さ）。
- 食品包装・容器の最大表面部が 80 平方センチより小さい場合、フォントサイズの最低値は 0.9 ミリとする（同 3 項）。

図 1： 表示義務のある食品情報のフォントサイズの規定に示された「X の高さ」



出所：「食品情報の消費者への提供に関する規則」の付属書 IV

③ 原産国表示の義務付け拡大

これまで原産国表示の義務は、生鮮牛肉（BSE により個別の規則が導入されている）や果物、野菜、はちみつ、オリーブ油、表示しなければ消費者の誤解を招く製品が対象となっていた。新規則では、原産国表示が義務付けられる対象を、豚肉、羊肉・山羊肉、家禽類の肉（いずれも生鮮・冷蔵・冷凍の肉）に拡大する（規則 26 条 2 項 (b)、付属書 XI）。ただし、原産国表示の義務付けについては欧州委員会が今後、対象の拡大について検討することになっている（「3.(1)適用の猶予期間と今後の検討事項」参照）。

④ その他の規定

このほかに食品情報の表示の主な改正点には以下のようなものがある。

- アレルギー誘発物質：必ず表示しなければならない。包装済み食品だけでなく最終消費者に販売される未包装の食品も対象となる。これまでは成分リストの中に表示すればよかったが、包装済み食品では成分リストに示すとともに、ほかの成分より目立つ活字で強調して示す（規則 21 条、付属書 II）。
- 植物油：由来する植物を成分リストの中で「植物油」の表示に続けて明示する。ただし由来する植物成分の正確な割合については、「一様でない (in varying proportions)」と示すことも可能（付属書 VII, PART A 8.）。
- 模造食品：食品を見て通常は使用されていると消費者が考える成分や原料が、ほかの成分や原料で代用されている場合、ラベルでは成分リストに加えて、部分的または全面的に代用して使われている成分や原料を明示する必要がある（17 条 5 項、付属書 VI PART A 4.）。

(2) 適用除外の項目

規則では規定の対象から外された適用除外の項目がある。栄養表示義務の対象から外された食品は前述の表 3 に示したが、ほかに主なものは以下の通りである。

- アルコール飲料の栄養表示と成分リストの表示：度数が 1.2% を超えるアルコール飲料は、当分の間は栄養表示や成分リストの表示義務の対象から外される（規則 16 条 4 項）。このアルコール飲料には、果汁や炭酸などが入ったアルコポップも含まれる。ただし欧州委員会は今後、表示義務の対象とするかどうかを検討する（「3.(1)適用の猶予期間と今後の検討事項」参照）。
- 未包装食品の栄養表示：未包装の食品については、加盟各国が独自に規制を導入していない限り、アレルギーを除き、栄養表示義務から除外される。各国は未包装の食品に対して、包装済み食品に準じた義務付けを導入するかどうかを決めることができる（規則 12 条 5 項、44 条）。
- 食品包装・容器の最大表面が小さい場合の栄養表示：前述（表 3）のように、食品包装・容器の最大表面部が 25 平方センチ未満の場合は、栄養表示の義務はない。また国際食品規格のコーデックス規格（Codex Alimentarius）に従って、包装容器の最大表面部が 10 平方センチ未満の場合は栄養と成分リストの両方について表示義務はない（規則 16 条 2 項）。ただし食品名、アレルギー誘発物質の可能性、正味量、賞味期限は包装容器のサイズに関係なく必ず表示する。
- 個人による食品販売の場合：慈善イベントや地域コミュニティのフェアのように個人が食品を販売する場合、食品情報の表示の対象外となる（前文第 15 段、規則 1 条 3 項）。
- 一部食品での成分リストの表示：成分リストの表示義務の対象外となる食品として、皮をむかずカットしていない生鮮野菜・果物、炭酸を含むことが明示された炭酸飲

料、単独の基本製品だけに由来しほかの成分が加えられていない発酵酢、ほかの成分が加えられていない乳製品や発酵乳、単独の成分からなる食品がある（規則 19 条 1 項）。

3. 今後の予定と業界の反応

(1) 適用の猶予期間と今後の検討事項

新規則は、EU 官報で公示された 2011 年 11 月 22 日の 20 日後となる 12 月 13 日に発効するが、規則の規定の適用については発効後 3 年（2014 年 12 月 13 日）まで猶予期間が設けられた。また栄養表示義務は、発効後 5 年（2016 年 12 月 13 日）まで猶予期間がある。ただし、栄養表示を猶予期間中に任意で表示する場合には、発効後 3 年以降は規則の規定を順守しなければならない。

規則では猶予期間と併せて、欧州委員会が今後数年間にわたって検討する項目が定められた。これらについては報告書を提出するとともに、必要に応じて新たな法案や改正案を提示することが規定されている。こうした検討事項は以下の通りである。

- アルコール飲料：発効後 3 年以内（2014 年 12 月 13 日まで）に、アルコール飲料についてもエネルギー量の表示を中心に表示義務の導入を検討し、必要であれば法案を策定する。同時に、アルコポップの定義を提案する必要性を検討する（規則 16 条 4 項）。
- 原産国表示：以下の 2 点について、報告書を欧州議会と理事会に提出するとともに、必要であれば関連規定の改定を提案する。
 - 新規則の発効後 2 年以内（2013 年 12 月 13 日まで）に、成分として肉類が含まれている場合にも原産国表示を義務付けるか検討する（規則 26 条 6 項）。
 - 発効後 3 年以内（2014 年 12 月 13 日まで）に、牛肉、豚肉、羊肉・山羊肉、家禽類の肉とは別の肉類、牛乳、乳製品の成分として使われる牛乳、未加工食品、単一成分製品、食品に 50%を超えて含まれる成分について義務付けを検討する（規則 26 条 5 項）。

なお、発効後 2 年以内（2013 年 12 月 13 日まで）に、影響評価を行ったうえで豚肉、羊肉・山羊肉、家禽類の肉の原産国表示義務の施行法を採択する（規則 26 条 8 項）。また規則の適用後 5 年以内に、豚肉、羊肉・山羊肉、家禽類の肉の原産国表示の義務付けを評価し、欧州議会と閣僚理事会に報告書を提出する（規則 26 条 4 項）。

- トランス脂肪酸の影響評価：発効後 3 年以内（2014 年 12 月 13 日まで）に、トラン

ス脂肪酸に関して科学的証拠や加盟各国の経験を考慮したうえで、消費者への情報提供や使用制限など考える措置の影響を評価し、欧州議会と理事会に報告書を提出する。必要であれば報告書と併せて法案を提出する（規則 30 条 7 項）。

- 栄養素の追加的な表示形式：発効後 6 年以内（2017 年 12 月 13 日まで）に、各国での経験に基づいて栄養素のグラフ表示やシグナル表示など追加的な表示形式の使用やその域内市場への影響、こうした表示形式の調和の妥当性について、欧州議会と閣僚理事会に報告書を提出する。必要であれば報告書と併せて関連規定の改定を提案する。このため各国は欧州委員会に対して関連情報を提供する（規則 35 条 5 項）。
- アレルギー誘発物質：最新の科学的進展や技術的知識を考慮し、体系的に検討して必要であれば表示義務のあるアレルギー誘発物質のリストを更新する（規則 21 条 2 項）。

なお、下記の表のように、新規則の発効に伴い、従来の食品ラベル表示に関する指令（2000/13/EC）と栄養表示に関する指令（90/496/EEC）、アルコール飲料のアルコール度数表示に関する指令（87/250/EEC）などが 2014 年 12 月 14 日をもって廃止されるほか、2 つの関連規則で新規則の内容に合わせた改正が行われている。

表 4：新規則（EU）No 1169/2011 の発効に伴い廃止・改正される現行の指令および規則

	法令番号	主な規定事項	
廃止	指令	2000/13/EC	ラベル表示の従来の中心的な指令
		2002/67/EC	上記の改正／カフェインないしキニーネを含む食品のラベル表示
		2008/5/EC	指令 2000/13/EC で表示義務が規定されていない特定の食品に表示義務を追加（人口甘味料を含んだものやガスを使って特殊包装された食品など）
	規則	90/496/EEC	栄養表示（栄養表示の従来のメインの指令）
		87/250/EEC	最終消費者に販売されるアルコール飲料のアルコール度の表示
		1999/10/EC	ラベル表示の例外規定
		No 608/2004	特定添加物（フィトステロール、フィトステロールエステル、フィトスタノール、フィトスタノールエステル）を含む食品・食品成分のラベル表示
改正	規則	No 1924/2006	栄養・強調栄養表示（ラベル表示における健康上あるいは栄養上の訴求）
		No 1925/2006	食品へのビタミン、ミネラル、その他の特定物質の添加

出所：「食品情報の消費者への提供に関する規則」より作成

(2) 業界や関連団体の反応

閣僚理事会での最終的な採択前後に、業界団体などから以下のような見解が示された。

- EUの食品・飲料の業界団体「フード・ドリンク・ヨーロッパ (Food Drink Europe)」: フード・ドリンク・ヨーロッパは理事会による規則採択直後に声明⁵を出し、新規則に歓迎の意を表明した。新規則は既存の規制を簡素化し調和させ、消費者が入手できる情報を改善するという当初の目的に従って導入されると評価。ただし、今後決定を要する事項が多いと指摘し、原産国表示の影響評価などの課題について関係者と協議し、最終的な成果が消費者と製造者にとって機能する解決策となるよう欧州委員会に求めた。
- 野生動物保護の各団体: 野生動物保護を訴える7団体⁶は共同で、ヤシ油の需要増による熱帯林の破壊に反対するキャンペーン「ラベルを明瞭 (クリア) に、森林は消滅 (クリア) させるな (Clear Labels, Not Forests)」を繰り広げ、植物油の成分としてヤシ油が含まれている場合にこれを明示することを求めた。各団体は、ヤシ油の需要急増とヤシ油業界の急拡大により、熱帯林や泥炭地がヤシ栽培地向けに組織的に破壊されていると主張していた。新規則は最終的にこの働きかけに沿った内容となっている。キャンペーン団体は、欧州議会が第二読会で規則案に対する見解を採択した際に、植物油の由来を明示することも採択されたことに対し、歓迎する声明⁷を出している。

以上

⁵“FoodDrinkEurope welcomes Council’s green light for Food Information to Consumers”

<http://www.fooddrinkeurope.eu/news/press-release/fooddrinkeurope-welcomes-councils-green-light/>

⁶スマトラオラウータン協会、オラウータン財団、象保護基金の「エレファント・ファミリー」、サイ保護団体の「セーブ・ザ・ライノ」、野生動物研究・教育・保護団体の「ジェーン・グドール・インスティテュート (JGI)」、類人猿同盟、欧州動物園・水族館協会 (EAZA) の7団体

⁷http://www.orangutans-sos.org/news/382_clear-labels-not-forests-europe-wide-campaign-helps-to-secure-vital-victory-for-forests

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：新食品ラベル規制の概要

ジェトロでは、新食品ラベル規制の概要を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「新食品ラベル規制の概要」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～